



平成 29 年 7 月 25 日  
東 京 航 空 局

## 札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者の選定について

札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者の選定結果を公表します。

札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者(以下、「営業者」という。)は以下のとおりです。

営 業 者 : タイムズ24株式会社

### ○営業者選定方法

営業者を選定するため、「札幌飛行場(丘珠空港)駐車場営業者選定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、営業者及び次点営業者を選定した。

### ○審査の概要

#### 1. 応募の状況

平成29年5月19日に公募を行い、平成29年6月26日から平成29年7月4日までを応募書類受付期間としていたところ、2者から応募があった。

#### 2. 第一次審査(参加・資格要件に関する事項)

応募書類をもとに、応募者の参加・資格要件を確認した。

#### 3. 第二次審査(提案に関する事項)

応募書類をもとに、提案評価点、価格評価点を算定し、総評価点を算定した。  
第二次審査の結果は以下のとおりである。

(単位:点)

		タイムズ24(株)	(株)日本空港コンサルタンツ
提案評価点	50点満点	35.00	40.00
価格評価点	50点満点	50.00	39.80
総評価点	100点満点	85.00	79.80

#### 4. 営業者選定

審査会の審査結果を踏まえて、タイムズ24株式会社を営業者、株式会社日本空港コンサルタンツを次点営業者として選定した。

#### ○事業概要

##### 1. 事業内容

営業者は駐車場の管理・運営を行い、空港利用者の利便性の向上及び空港内の交通秩序の維持等を図るものである。

##### 2. 事業期間

事業期間については、営業開始日から平成32年9月30日までとする。その後については、営業者の申請により更新可能とし、事業期間中に東京航空局が特段の意思表示をしなければ、営業開始日から最大5年間を事業期間とする。

ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法（昭和32年法律第735号）第18条の許可又は空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条の承認期間が更新されずに満了し、又は当該許可若しくは承認を取り消された場合には、その満了日又は取消し日をもって事業期間は終了するものとする。

なお、営業の開始は平成29年10月1日からとする。

##### 3. 営業者の概要

- (1) 事業者名 タイムズ24株式会社
- (2) 住所 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号
- (3) 代表者名 代表取締役 西川 光一
- (4) 事業目的

- 1. 駐車場設備に関する機械および器具の製造、販売、賃貸および保守
  - 2. 駐車場設備工事の設計および施工
  - 3. 駐車場の経営
  - 4. 駐車場および土地建物の管理業務
- 他

問合せ先：  
国土交通省東京航空局空港部管理課業務係  
電話：03-5275-9317  
FAX：03-3221-3687